

# 被災地の環境再生に向けた 取組等の現状について

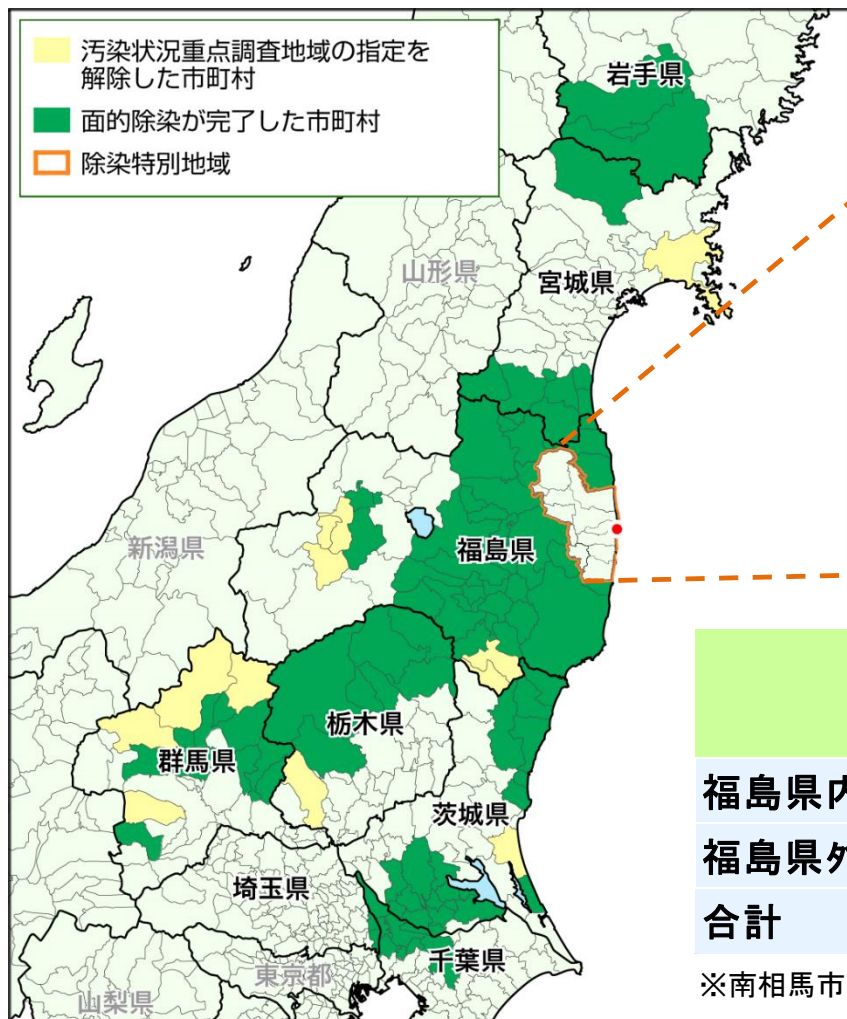
平成30年5月

# 1. 被災地の環境再生に向けた取組 の現状について

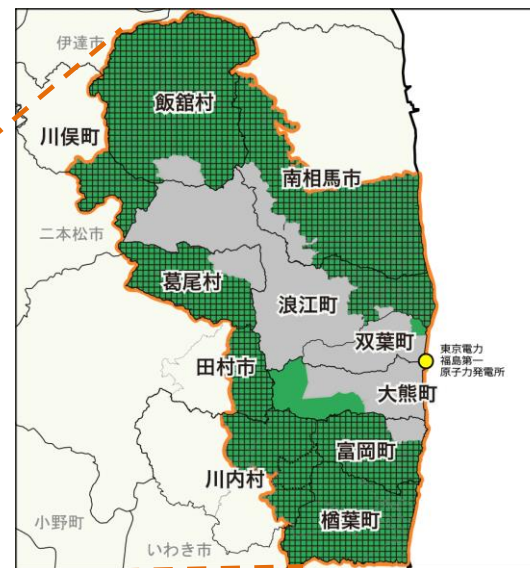
# 除染の進捗状況

- 平成30年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。  
(帰還困難区域については、今後、特定復興再生拠点区域の整備の中で対応。)

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>



<除染特別地域(国直轄除染)>



→2017年3月に  
面的除染完了

	面的除染完了市町村		
	除染特別地域	汚染状況重点調査地域	
福島県内	43 ※	11	36
福島県外(7県)	57	-	57
合計	100	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

# 除染の事業規模

- 2017年度までに、約2兆9000億円の予算を計上し、除染を実施。
- これまでに、約1,650万 $m^3$ （うち、福島県内で約1,600万 $m^3$ ）（推計）の土壌や廃棄物を除去。  
※国直轄除染（2018年1月末時点）、市町村除染（2017年9月末時点）のそれぞれの推計値の合計。
- 除染事業で得られた経験、知見、教訓を記録として残すため、「除染事業誌」を作成。

## 国直轄除染

- ・総作業員数 延べ約1,360万人  
※ 2018年1月末現在。
- ・予算 約1兆5千億円  
※ 2017年度までの環境省計上分（不用額を除く）
- ・除去土壌等発生量 約900万 $m^3$   
※ 2018年1月末現在。推計。
- ・仮置場からの搬出済量 約170万 $m^3$   
（中間貯蔵施設：約25万 $m^3$ 、減容化施設：約145万 $m^3$ ）  
※ 2018年1月末現在。推計。

## 市町村除染（福島県外を含む）

- ・総作業員数 延べ約1,800万人以上  
※ 2017年11月末現在。関係自治体へのヒアリングにより推計。
- ・予算 約1兆4千億円  
（福島県内：約1兆3千億円、福島県外：約500億円）  
※ 2017年度までの環境省計上分（不用額を除く）
- ・除去土壌等発生量 約750万 $m^3$   
（福島県内：約700万 $m^3$ 、福島県外：約50万 $m^3$ ）  
※ 2017年9月末現在。推計。
- ・仮置場等からの搬出済量 約130万 $m^3$   
（中間貯蔵施設：約30万 $m^3$ 、減容化施設：約100万 $m^3$ ）  
※ 2017年9月末現在。推計。

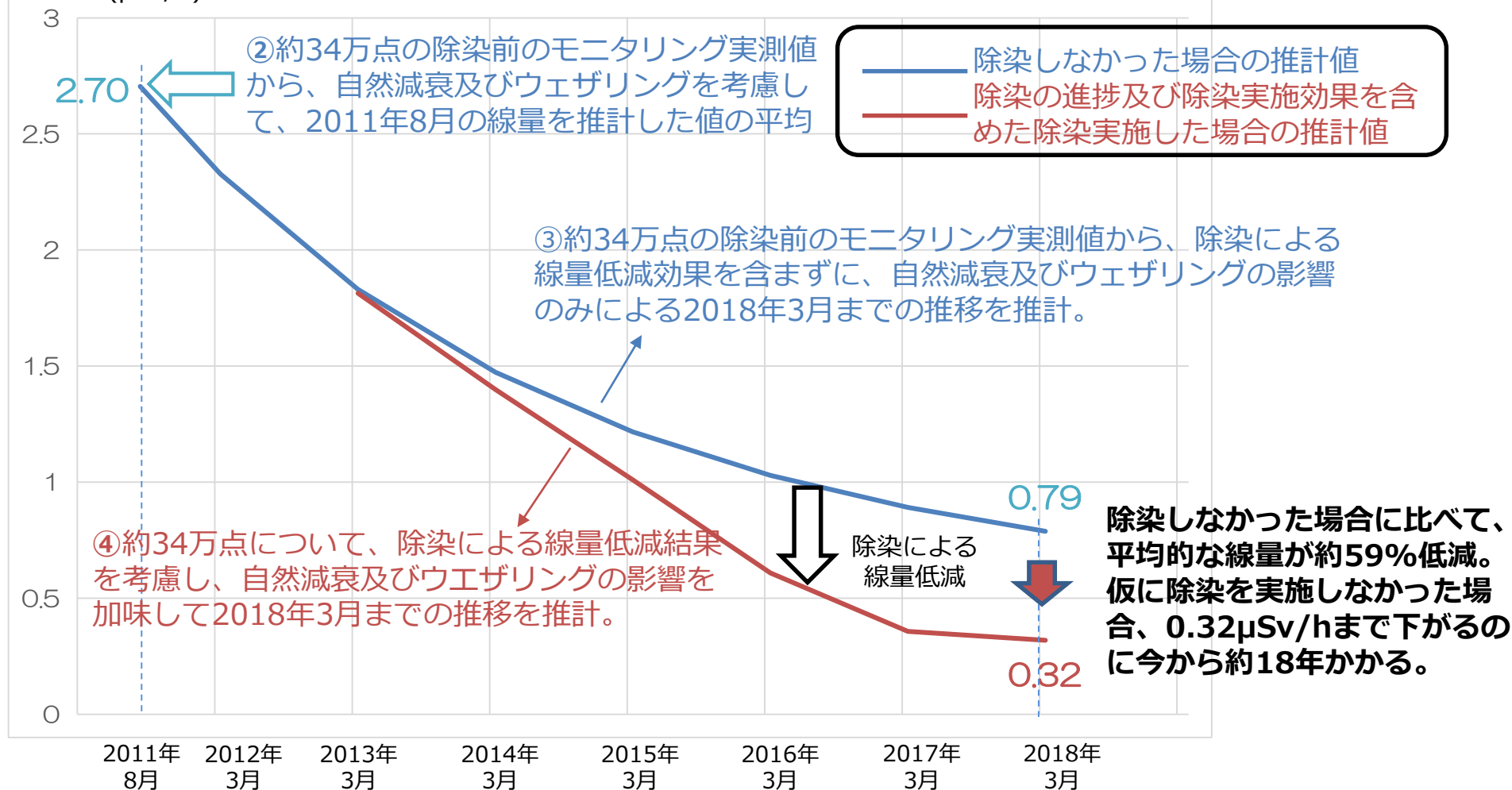
※袋単位で把握されているものは「1袋＝1 $m^3$ 」、トン単位で把握されている可燃物は「0.2トン＝1 $m^3$ 」とそれぞれ換算。

# 直轄除染を行った地域における平均的な線量の推移(宅地及び農地)

- 除染の実施により、仮に除染を実施しなかった場合と比べ、約18年早く線量低減を実現。
- 除染は被災地の復興の基盤。線量の早期低減を通じ、避難指示解除をはじめとする被災地の復興に貢献。

① 2011年11月～2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び2011年12月～2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計。

空間線量率( $\mu\text{Sv/h}$ )



# 中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

- 中間貯蔵施設事業は、2016年3月公表の「当面5年間の見通し」の**最大ケースに沿って進捗**。
- **2019年度までに累計650万<sup>m</sup>程度の除去土壌等を輸送し、2020年には身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。**

年度	用地取得（累計）		輸送量（各年度）		施設整備
	見通し	実績	見通し・事業方針	実績	
2015	22ha程度 (2016年3月25日時点)	約22ha	5万 <sup>m</sup> 程度	約4万5千 <sup>m</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間貯蔵施設の保管場を整備 2016年度以降も随時必要な保管場を整備</li> </ul>
2016	140～370ha程度	約376ha	15万 <sup>m</sup> 程度	約18万4千 <sup>m</sup> (累計約23万 <sup>m</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月 仮設焼却施設(大熊町)着工</li> <li>11月 土壌貯蔵、受入・分別施設着工</li> </ul>
2017	370～830ha程度	約874ha	30～50万 <sup>m</sup> 程度 →50万 <sup>m</sup> 程度	約53万 <sup>m</sup> (累計約76万 <sup>m</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月 受入・分別施設の試運転開始</li> <li>10月 土壌貯蔵施設、受入・分別施設の運転開始</li> <li>12月 仮設焼却施設(大熊町)火入れ式</li> </ul>
2018	400～940ha程度	約904ha (4月末時点) ※用地全体のうち約56.5%	90万～180万 <sup>m</sup> 程度 → <b>180万<sup>m</sup>程度</b>	47,035 <sup>m</sup> (4月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌貯蔵施設、受入・分別施設(第2期)運転開始予定</li> <li>土壌貯蔵施設、受入・分別施設(第3期)着工予定</li> <li>双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設着工予定</li> <li>廃棄物貯蔵施設着工予定</li> </ul>
2019	520～1,040ha程度		160万～400万 <sup>m</sup> 程度 → <b>400万<sup>m</sup>程度を目指す</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設の稼働予定</li> <li>廃棄物貯蔵施設稼働予定</li> </ul>
2020	640～1,150ha程度 (予定地全体面積約1,600ha)		200万～600万 <sup>m</sup> 程度 (累計最大1,250万 <sup>m</sup> 程度)		

※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、2016年3月公表。事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

※ 福島県内の除去土壌等の発生量は、2018年3月時点の推計で約1,600万<sup>m</sup>(焼却前)。

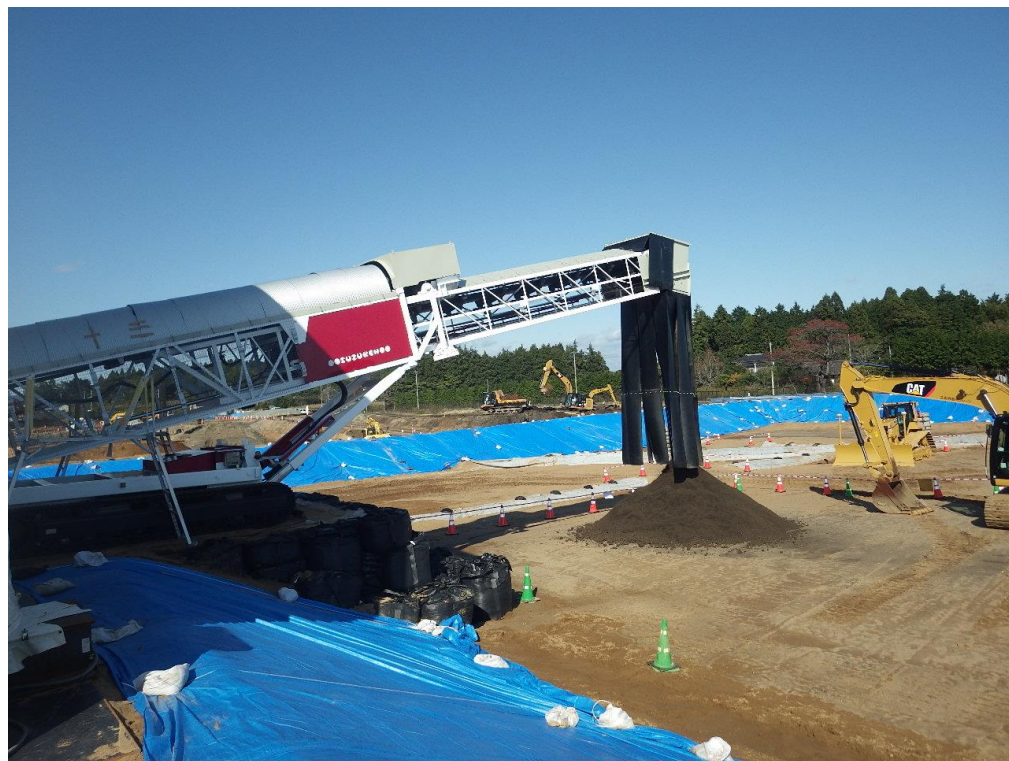


# 中間貯蔵施設の稼働状況

- 2016年11月に施設の工事に着手。
- 受入・分別施設については、双葉工区は2017年6月、大熊工区は2017年8月より試運転を開始。
- 土壌貯蔵施設の完成に伴い、**大熊工区は2017年10月、双葉工区は2017年12月より除去土壌の貯蔵を開始。**



受入・分別施設(1期双葉工区)  
(処理能力 140t/h)



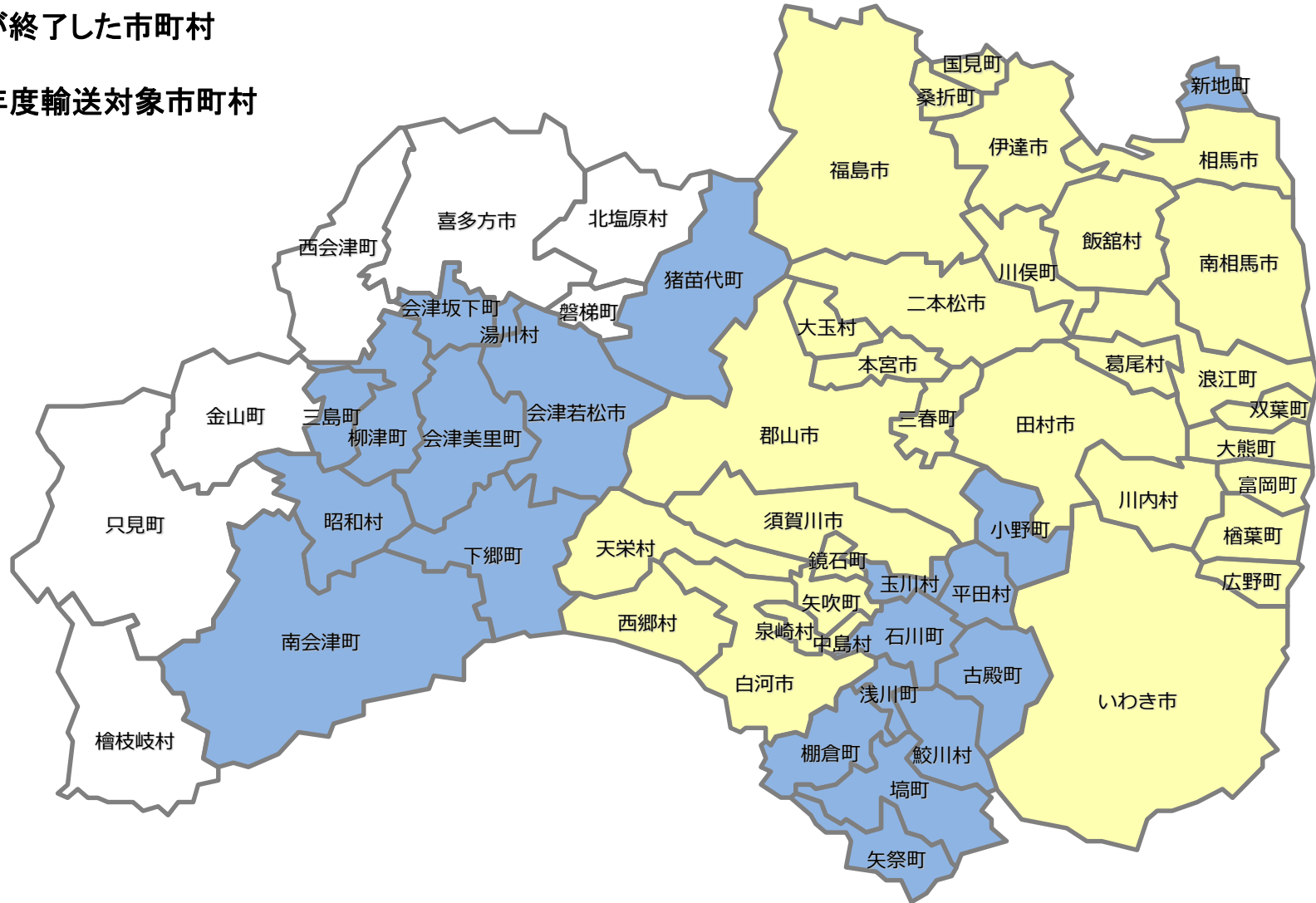
土壌貯蔵施設(1期大熊工区)  
(計画貯蔵容量 約21万m<sup>3</sup>)

# 2018年度の中間貯蔵施設への輸送実施市町村

- 会津地域など21市町村は搬出完了。
- 残る輸送対象市町村は中通り以東の計31市町村。

■ 輸送が終了した市町村

■ 2018年度輸送対象市町村





# 仮置場からの除去土壌等の搬出・原状回復の見通し(試算)

○中間貯蔵施設への輸送量の見通し※<sup>1</sup>や原状回復の実績を踏まえた試算によると、約1,300か所※<sup>2</sup>の仮置場のうち、**2020年度当初までに、最大で6割程度から除去土壌等を搬出し、4割程度の原状回復**が完了。その後も、早期の仮置場の解消を目指して、搬出・原状回復の取組を進めていく。

※<sup>1</sup> 2018年度:180万㎡程度、2019年度:400万㎡程度を目指す  
 ※<sup>2</sup> 2016年度末時点の数値

## 【搬出・原状回復のイメージ】(下小埸仮置場の例)



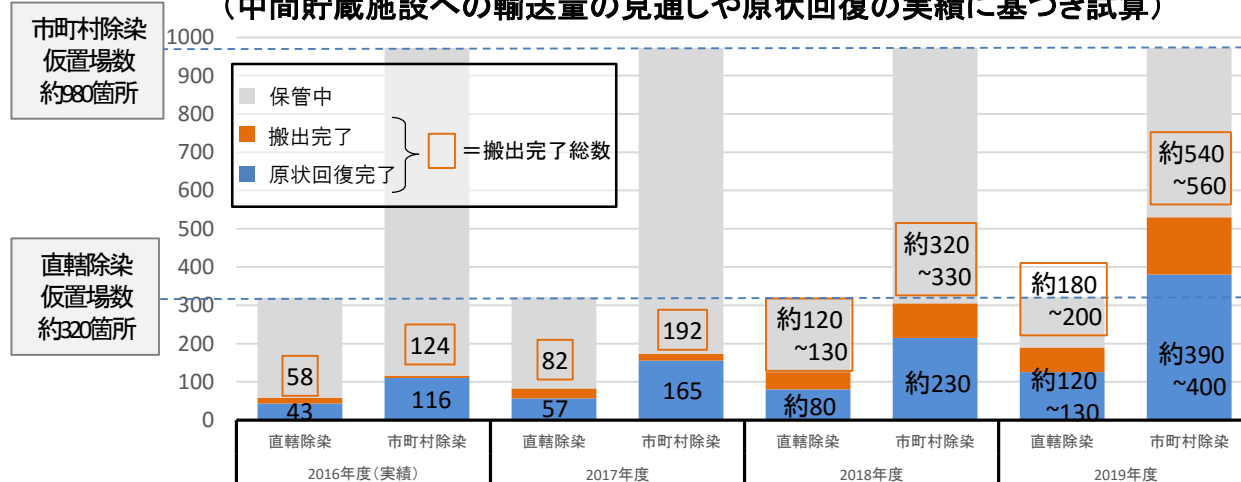
## 【仮置場等の箇所数と除去土壌等の数量】

	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量(保管物数)
直轄除染	238カ所	—	7,160,147袋
市町村除染	836カ所	134,640カ所	6,021,363m <sup>3</sup>

※直轄除染の数値は2018. 3. 31時点  
 市町村除染の数値は福島県内分のみ  
 2017. 12. 31時点

## 【搬出・原状回復する仮置場数(試算)】

(中間貯蔵施設への輸送量の見通しや原状回復の実績に基づき試算)



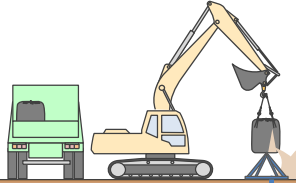
# 南相馬市における再生利用実証事業の概要

○ 再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、南相馬市において実証事業を行い、再生資材化を行う工程上の具体的な放射線に関する取扱方法及び土木資材としての品質を確保するためのあり方について検討。

## 1. 再生資材化の実証(2017年4月～)

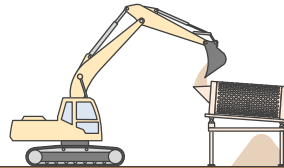
① 土のう袋の開封・  
大きい異物の除去

大型土のう袋を開封し、  
大きな異物を分別・除去。



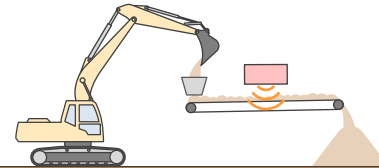
② 小さな異物の除去

ふるいでより小さな異物を  
分別・除去。



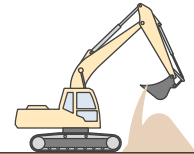
③ 濃度分別

放射能濃度を測定し  
土壌を分別。



④ 品質調整

盛土に利用する土壌の品質  
を調整。(水分、粒度など)



分別した異物の例  
(草木等)



分別した異物の例  
(大きな石等)



分別した異物の例  
(小石等)

## 2. 盛土の実証(2017年5月～)

⑤ 盛土の施工・  
モニタリング

- ・試験盛土を施工。  
(全体を新材で50cm覆土)
- ・空間線量などの測定を継続。

・盛土全体土量:約4,000t  
うち、再生資材土量:約700t

・平均放射能濃度 771Bq/kg

空間線量率・  
放射能濃度の確認

浸透水の放射能濃度の確認

使用場所記録の  
作成・保管

除去土壌搬入開始前と  
搬入後において、大き  
く変動していない

期間中(5月～9月)  
全ての放射性物質に  
ついて不検出

### 【有識者検討会の結果】

- 再生利用について今回の手法において安全性が確認された
- 引き続き、広く実証事業等を実施し、データを蓄積していく

# 飯舘村、二本松市における再生利用実証事業の概要

- 南相馬市に加え、以下の自治体においても、再生利用の実証事業が進捗。引き続き、住民に対し丁寧な説明を行いながら事業実施に向け調整を行う。

## 飯舘村における取組

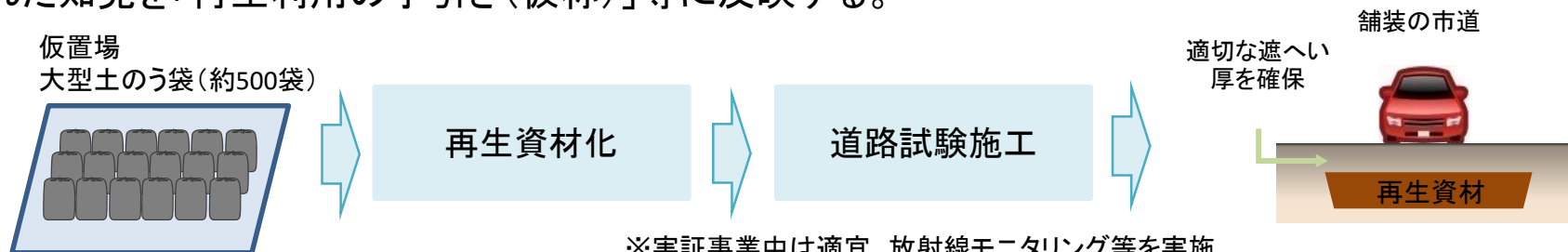
2017年11月、飯舘村からの要望を受け、飯舘村、同村長泥行政区、環境省で以下の合意事項を確認。

- 環境省及び飯舘村は、今後、長泥地区における除去土壌の再生利用を含む環境再生事業を通じて、長泥地区の復興のみならず、飯舘村、福島県の復興に貢献する。
- 環境省、飯舘村及び長泥行政区が連携して、有識者の意見を踏まえ、安全・安心に十分配慮しながら、実証事業に着手する。

なお、具体的な内容は、飯舘村の要望書を踏まえ、園芸作物や資源作物の栽培等について、今後検討していく。

## 二本松市における取組

- 二本松市内の仮置場内の除去土壌(大型土のう袋約500袋)を用い、市道(約200m)において、路床材として利用し、上部を舗装、道路として利用する。
- 実施に当たっては、放射線モニタリング、飛散・流出の防止等の環境対策を実施する。
- 再生資材化後は、事業の安全性についての市民への丁寧な説明及び仮置場内に設置した再生資材化設備を撤去し、再生資材を利用した道路(市道)を一定期間、モニタリングし、結果を検証する。
- 得られた知見を「再生利用の手引き(仮称)」等に反映する。





# 国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況

- 災害廃棄物等の仮置場への搬入は、2018年2月末時点で、約191万トン完了(うち、約35万トンが焼却処理済、約150万トンが再生利用済、約700トンが埋立て処分済。)
- 搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。
- 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリングを実施しており、**排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認している。**

## 【災害廃棄物等の種類別状況】

### (1) 津波による災害廃棄物の処理

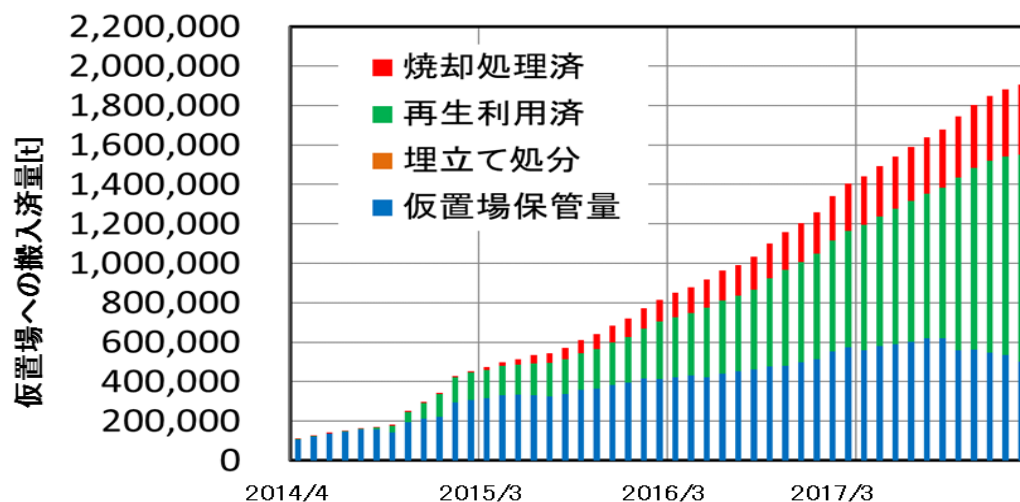
- 2016年3月に、帰還困難区域を除いて、津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了。

### (2) 被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。
- これまでに、解体撤去申請は約13,500件受付済であり、解体工事公告済が約11,500件、うち、解体撤去済は約10,100件。

### (3) 片付けごみの処理

- ステーション回収や戸別回収訪問を実施。
- 戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。



被災家屋等の解体の様子



大熊町の仮設焼却施設

# 広域処理の実施状況

- 仮設焼却施設において、**立地市町村外の廃棄物処理を受け入れる「広域処理」を推進。**
- 2018年度には、新たに葛尾村、二本松市の仮設焼却施設で「広域処理」が開始予定。

## 伊達市 (130t/日) 【実施中】

伊達地方 (伊達市、国見町、桑折町、川俣町) の除染廃棄物等

## 二本松市 (120t/日) 【予定】

安達地方 (二本松市、本宮市、大玉村) の農林業系廃棄物、除染廃棄物

## 葛尾村 (200t/日) 【4/7 開始】

村内の除染廃棄物、災害廃棄物等  
田村市、三春町、川内村の除染廃棄物等

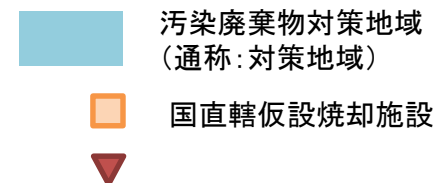
## 飯館村 (蕨平地区) (240t/日) 【実施中】

村内の除染廃棄物、災害廃棄物等。

村外5市町 (福島市、伊達市、国見町、川俣町、南相馬市) の下水汚泥・農林業系廃棄物

## 田村市・川内村 (60t/日) 【実施中】

県中、県南、いわき、川内村、会津県南等24市町村の農林業系廃棄物





# 管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業について

- 福島県内の既存の管理型処分場(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用した**特定廃棄物埋立処分事業**について、**2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始**。

## 施設の概要

- **既存の管理型処分場**(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用
- **富岡町**に立地(搬入路は**檜葉町**)
- 地元との調整の結果、施設を**国有化**
- 埋立可能容量: **約65万 $m^3$** (面積: 9.4ha)
- **最終処分場**としての位置づけ

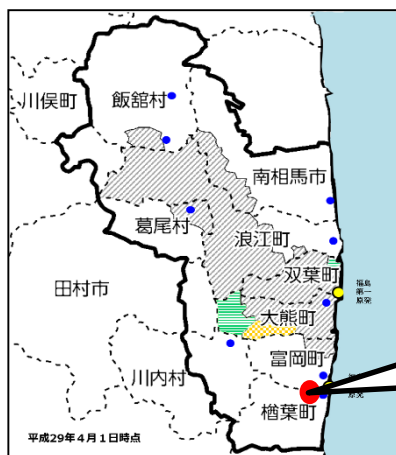
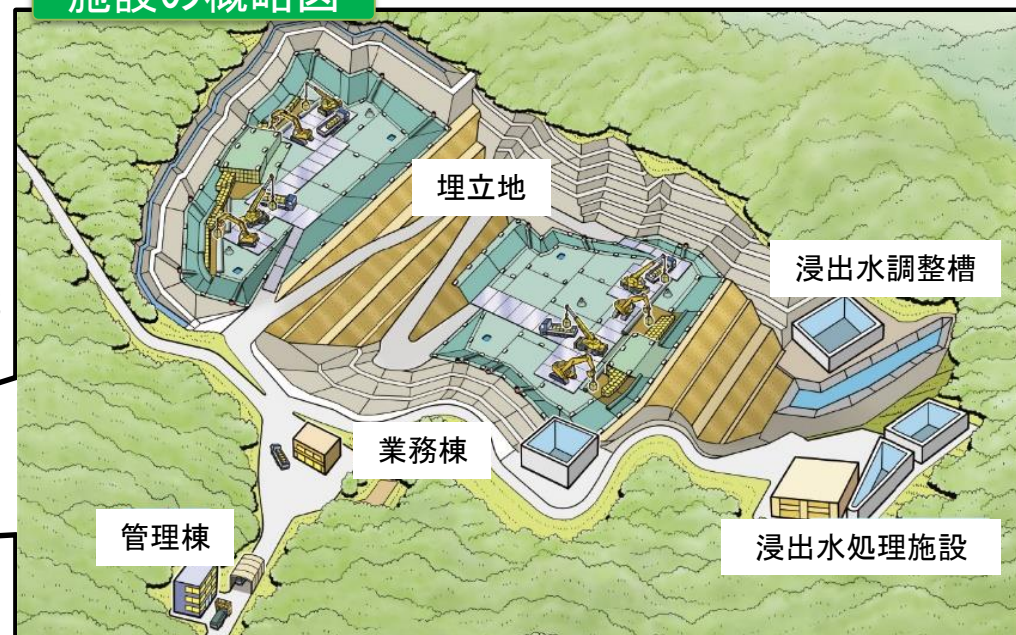
## 埋立対象物・搬入期間

- **対策地域内廃棄物**(10万Bq/kg以下)[約44万 $m^3$ ]: 約6年
- 福島県内の**指定廃棄物**(10万Bq/kg以下)[約18万 $m^3$ ]: 約6年
- 双葉郡8町村の**生活ごみ**[約3万 $m^3$ ]: 約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

## これまでの経緯

- 2013.12.14 **国**が福島県・富岡町・檜葉町に**受入れを要請**
- 2015.12.4 **県・富岡町・檜葉町**から**国**に対し、**事業を容認する旨、伝達**
- 2016. 4.18 管理型処分場を**国有化**
- 2016. 6.27 **国と県、両町**との間で**安全協定を締結**
- 2017.11.13 **国**から**県・富岡町・檜葉町**に対し、**17日に搬入を開始する旨、伝達**
- **2017.11.17 搬入開始** (2018.4月17日時点、15,280袋を搬入済み)

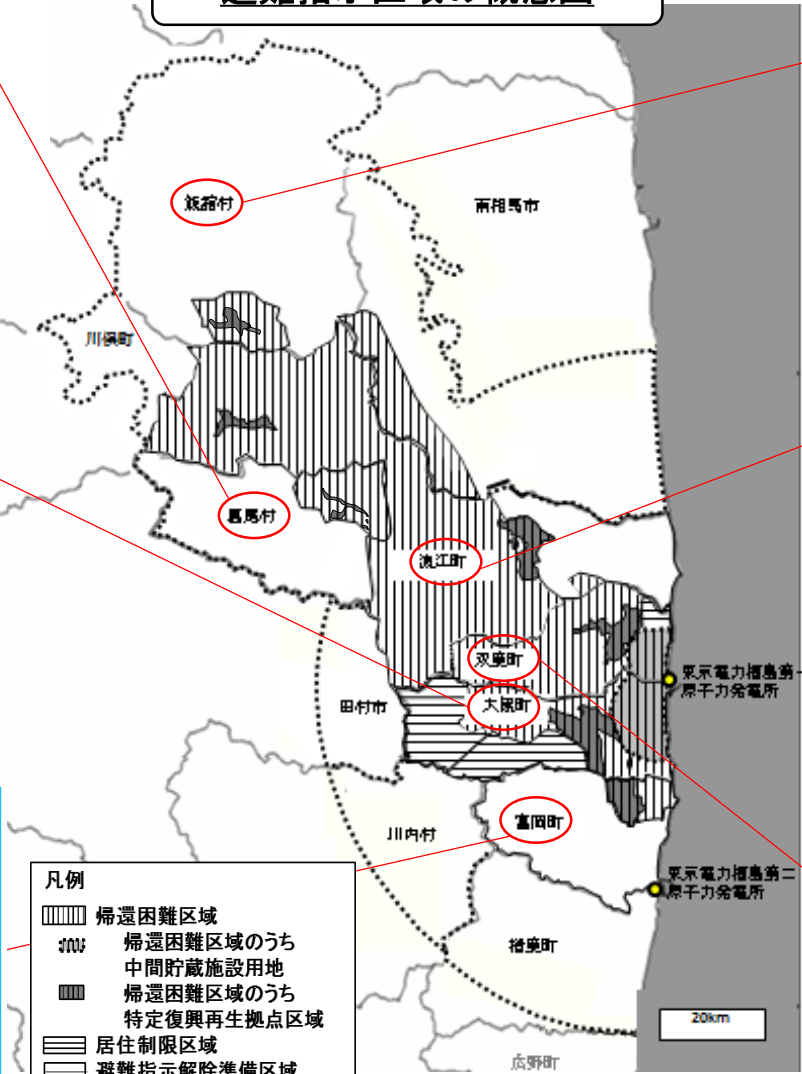
## 施設の概略図



- 仮設焼却施設(建設工事中、撤去済等を含む)
- 汚染廃棄物対策地域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域
- 帰還困難区域

# 特定復興再生拠点区域整備の状況(2018年5月11日時点)

## 避難指示区域の概念図



- 凡例
- 帰還困難区域
  - 帰還困難区域のうち  
中間貯蔵施設用地
  - 帰還困難区域のうち  
特定復興再生拠点区域
  - 居住制限区域
  - 避難指示解除準備区域
  - 旧避難指示区域  
(2017年春までに解除された区域)

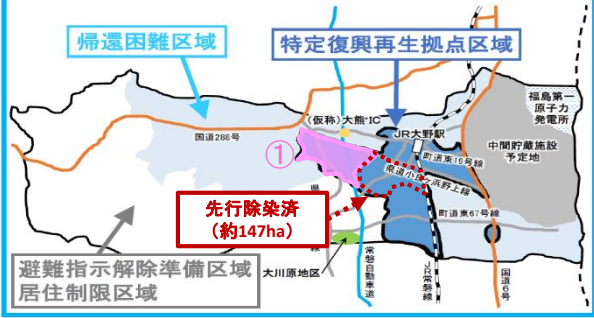
葛尾村(2018.5.11認定、約95ha)



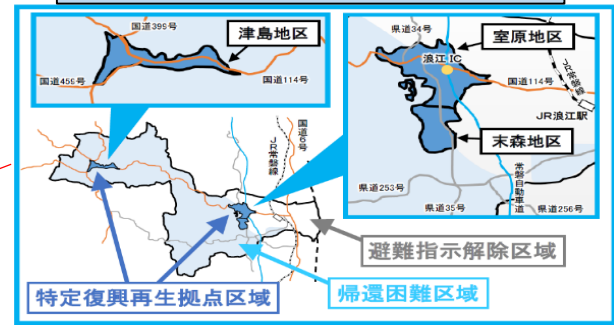
飯館村(2018.4.20認定、約186ha)



大熊町(2017.11.10認定、約860ha)



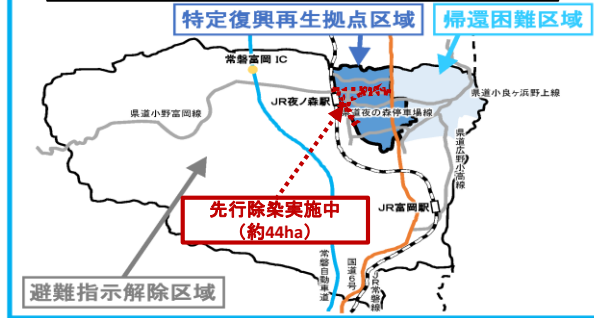
浪江町(2017.12.22認定、約660ha)



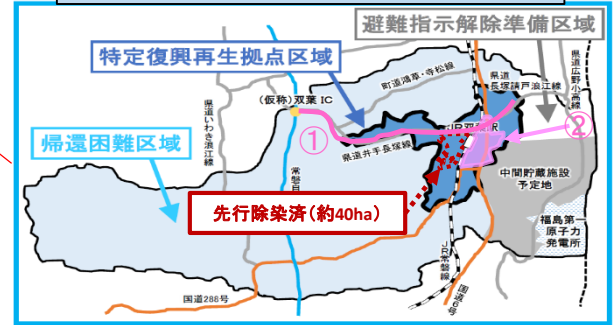
【工事状況】  
①下野上地区の西エリアを中心とした解体・除染工事  
(解体460件、除染約160ha)：3月9日着工

【工事状況】  
①③地区における解体・除染工事：5月頃着工予定

富岡町(2018.3.9認定、約390ha)



双葉町(2017.9.15認定、約560ha)



【工事状況】解体・除染工事について調整中

【工事状況】  
①復興シンボル軸解体・除染工事  
(解体55件、除染7ha)：12月25日着工  
②駅東等解体・除染工事(解体640件、除染約90ha)  
：2月13日着工



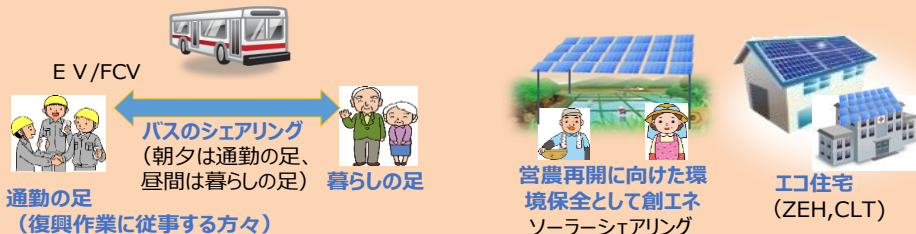
# 福島の更なる復興に向けた取組

- 環境回復の取組と、環境省の得意分野の連携を強化し、既存事業や新規事業を組み合わせる。
- 地元との信頼関係の醸成や更なる復興に資する政策パッケージとして戦略的に展開。

## 低炭素まちづくりの支援

### <暮らしの復興>

- ①「まち・暮らし創生」FS事業（H30年度予算：2億円）
- ②既存のエネ特事業の政策パッケージ



資源循環・低炭素を通じた暮らしの支援とまちの再生・創生

## 地域活性化の支援

### <リスキミ・風評払拭>

- ①リスキミ（車座集会等）
- ②風評払拭（名産品支援等）
- ③環境省施設の情報発信 兼 地域活性化の後方支援



## 新産業創生の支援

### <なりわいの復興>

「福島イノベーションコースト構想」との連携

- ① 環境・リサイクル分野における官民連携によるプロジェクトの具体化
- ② 先進的なリサイクル技術や先導的な再生可能エネルギー技術の実証等を通じた構想の推進
- ③ 技術実証やモデル事業等を通じた産業創生や地域創生の基盤を整備

## 福島グリーン復興プロジェクト

### <自然資源活用による復興>

- ①みちのく潮風トレイルの南伸
- ②磐梯朝日国立公園を軸とした地域活性化
- ③エコツーリズムによる地域支援



# (参考)福島の更なる復興に向けた取組

## まち・暮らしの創生に関わる多様なプロジェクトの発掘に向けた フィージビリティ・スタディーを実施予定

低炭素

環境省がこれまで取り組んできた、先導的な低炭素技術による地域振興事業の経験を活かした支援メニューの立案

様々な低炭素技術の導入  
実現性とCO2削減効果の検証



「技術イノベーション」のみならず、「社会システムイノベーション」や「ライフスタイルイノベーション」にも着目し、低炭素化とのWin-Winの観点

熱電供給

面的な「まち全体の低炭素化」

様々な低炭素技術を実現した場合の町全体のCO2削減効果の評価・検証  
低炭素化（交通、電熱融通などのAI制御）をパッケージに「まち・暮らし」の実現可能性評価

地域の  
廃棄物

低炭素・資源循環



復興

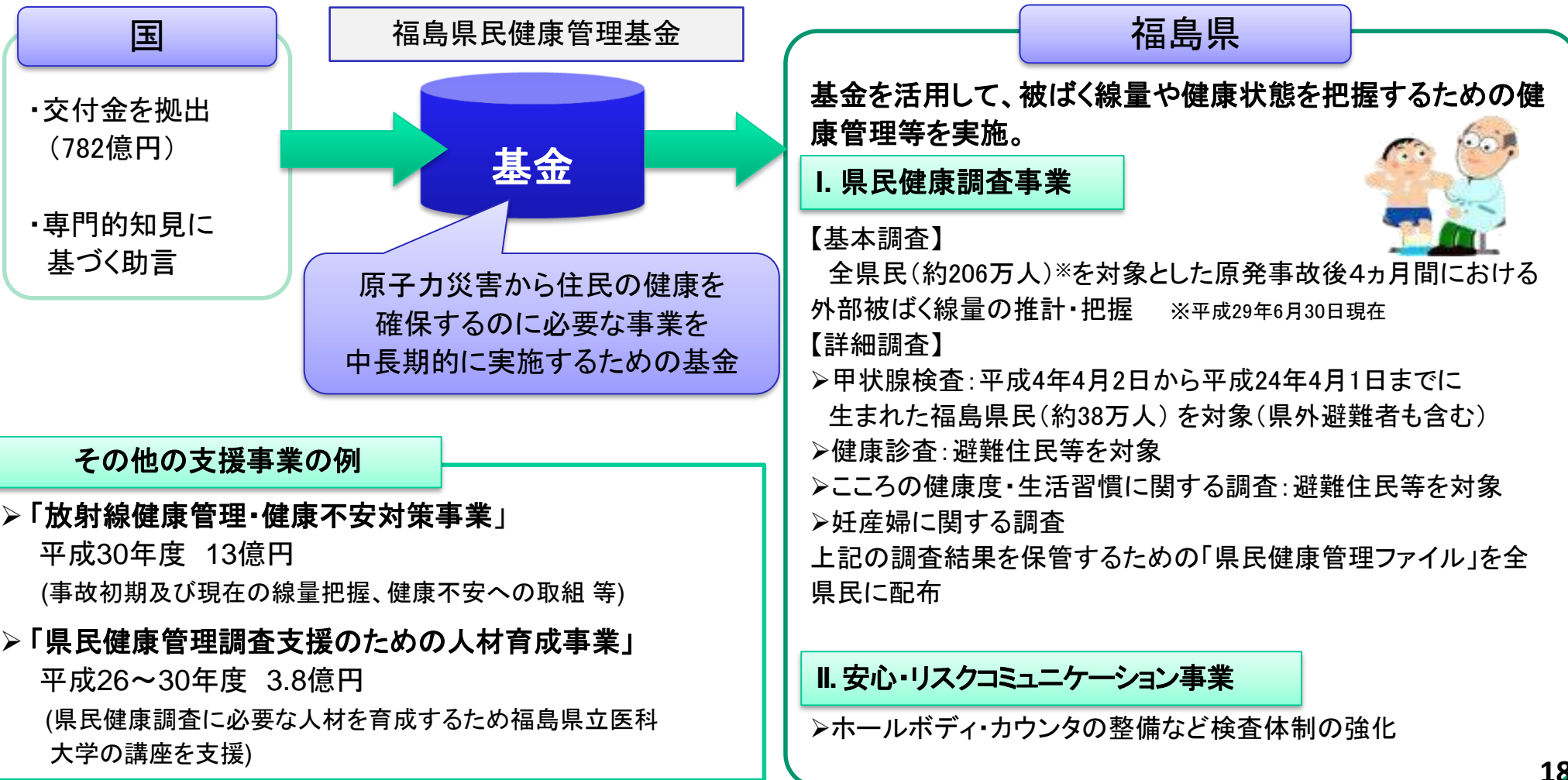
環境回復事業の経験を活かし、まち・暮らしの視点から、放射線に関する知見を活かした環境技術を検討。

## 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故による 放射線に係る住民の 健康管理・健康不安対策について



# 福島県における住民の健康管理等に係る取組

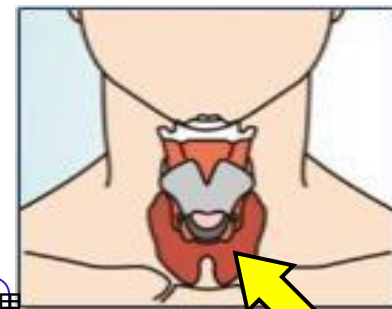
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。
- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に対して、国は交付金(782億円)を拠出。このほか、福島県立医科大学に「放射線医学県民健康管理センター」を建設・整備するための予算を措置(平成24年度予備費:60億円)するなど、全面的に県を支援。



# 福島県による甲状腺検査（平成23年10月～）

## (1) 目的

- チェルノブイリ原発事故では事故の4～5年後に小児甲状腺がんの発生が報告されたため、子どもたちの甲状腺への放射線の影響が心配されている。
- そのため、福島県は県民健康調査の一環として、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に甲状腺検査を実施。



内分泌臓器の一つ。食物中のヨウ素から、甲状腺ホルモンを作る。

甲状腺

## (2) 対象者

- 【先行検査】<sup>※1</sup> ○平成23年3月11日に概ね**18歳以下だった全県民約37万人**<sup>※2</sup>（県外避難者も含む）  
○平成23年10月～平成27年4月で終了。

- 【本格検査】 ○平成26年度以降、被災時胎児であった者等<sup>※3</sup>を追加 →対象人数は計**約38万人**に。  
○2年間で全員に2巡目を実施、以後20歳を超えるまで2年に1回、以降5年に1回<sup>※4</sup>実施予定。

※1 放射線影響が出る前の時期に現状を把握するための検査。本格検査の結果と比較することになる。

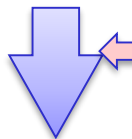
※2 平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民。

※3 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民。

※4 ただし、25歳時の検査までは5年以上空けないこととする。

## (3) 検査方法

### ①一次検査：甲状腺の超音波検査を実施



B判定又はC判定の場合

(注) 結節:しこり。 のう胞:体液のたまった袋状のもの。

A1判定: 「結節」や「のう胞」を認めなかったもの

A2判定: 5.0mm以下の「結節」や20.0mm以下の「のう胞」を認めたもの

(通常の診療では病的なものとは捉えず、正常範囲内での変化とみなされる)

B判定: 5.1mm以上の「結節」や20.1mm以上の「のう胞」を認めたもの

C判定: 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

### ②二次検査：問診、詳細な超音波検査、血液検査、尿検査→必要に応じて穿刺吸引細胞診※

※甲状腺に針を刺し、吸引した細胞を顕微鏡等で検査すること。

# 一、二巡目の確定値及び三巡目の暫定値

第30回福島県「県民健康調査」検討委員会資料(平成30年3月5日開催)等より作成

一次検査及び二次検査実施状況			先行検査 (一巡目) <small>(平成23～27年4月) (平成29年3月末分まで)</small>	割合(%)		本格検査 (二巡目) <small>(平成26～27年度) (平成29年6月末分まで)</small>	割合(%)		本格検査 (三巡目) <small>(平成28～29年度) (平成29年12月末分まで)</small>	割合(%)				
検査対象者数 ※1			367,649人	100.0		381,256人	100.0		336,654人	100.0				
一次検査受診者数			300,473人	81.7		270,516人	71.0		191,669人	56.9				
一次検査結果判定数			300,473人	100.0		270,515人	100.0		179,038人	93.4				
判定結果			判定内容		人数(人)		割合(%)		人数(人)		割合(%)			
異常なし	A判定	(A1)	結節やのう胞を認めなかったもの		154,605	51.5	※2	108,710		40.2	※2	63,314		35.4
		(A2)	5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認めたもの		143,574	47.8		159,578		59.0		114,525		64.0
要二次検査	B判定		5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めたもの		2,293	0.8		2,227		0.8		1,199		0.7
	C判定		甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの		1	0.0		0		0		0		0.0
二次検査対象者数 (B判定+C判定)			ア		2,293 ※3	100.0		2,227		100.0		1,199		100.0
二次検査受診者数			イ(イ/ア)		2,130	92.9		1,844		82.8		659		55.0
二次検査判定数			ウ(ウ/イ)		2,090 ※4	98.1		1,788 ※4		97.0		573 ※4		86.9
がんないしがん疑い (がん/がん疑い/良性) ※5			116 ( 101 / 14 / 1 )				71 ※6 ( 52 / 19 / 0 ) ※8				10 ※7 ( 7 / 3 / 0 )			

※1 「先行検査」の対象者は、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民、「本格検査」は先行検査の対象者に加えて平成23年4月2日から平成24年4月1日に生まれた福島県民まで拡大。三巡目以降は、20歳を超えるまでは2年ごと、それ以降は25歳、30歳等の5年ごとの節目に検査(※25歳までは受診間隔が5年以上空かない)となるため、対象者数は検査毎に変動する。

※2 小数点第一位で表示されている割合のものは、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※3 データ利用(統計処理等)に不同意の申出があったため、一次検査のB、C判定者の合計値と一致しない。

※4 これらのうち、一巡目(先行検査)では1,379人、二巡目(本格検査)では1,365人、三巡目(本格検査)では516人の方が、概ね6か月後または1年後に診療(予定)となる方およびA2の基準値を超えるが次回検査となる方であった。

※5 手術におけるがんの判定については、県民健康調査「甲状腺検査」の範囲外。

※6 71人については、一巡目(先行検査)で65人がA判定(A1 33人、A2 32人)、5人がB判定、1人が未受診。

※7 10人については、二巡目(本格検査)で7人がA判定(A1 1人、A2 6人)、1人がB判定、2人が未受診。

※8 二巡目の手術実施状況については、平成29年12月末時点のデータ。

# 放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業の実施状況

## 人材の育成

放射線に関する住民の健康不安や悩み相談に対応する人材の育成のため、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に統一的な基礎資料をベースに研修を実施。自治体のニーズに合わせた研修も実施。

開催回数 211回、合計 5,972人が参加  
(平成29年度までの実績)



## 住民の理解増進

福島県及び福島近隣県の住民を対象に放射線の基礎知識や健康影響等について講話する住民セミナーを開催。また、少人数での意見交換会(車座集会)を開催し、双方向のコミュニケーションを基調とした場を設けている。

開催回数 337回、合計 9,206人が参加  
(平成29年度までの実績)



## 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトのコンテンツを週1回更新。これらを「放射線の健康影響に関するポータルサイト」に掲載。



## 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成

専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成。



## 被ばく線量把握事業

帰還した住民の希望者に、不安軽減のため個人線量計を配布し外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディカウンタで内部被ばく線量の測定を行い、測定結果及び健康影響に関する説明を実施。

外部及び内部被ばく測定数 延べ3,199人が参加  
(平成29年度までの実績)



## 相談員支援センター

住民を身近で支える相談員等のための「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、自治体や相談員等からのニーズ収集、ニーズを踏まえた研修会、専門家派遣等を実施。

自治体等からのニーズ収集 1,508回、  
相談対応 119回、専門家派遣 99回、研修会103回  
(平成29年度までの実績)

